

# 令和2年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p>	<p>※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により年間予定を一部変更して実施しています。</p> <p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <p>⇒基礎研修（令和2年度は書面開催）          講義：障害者虐待防止法の理解、虐待対応における権利擁護の視点、等          演習：事例を用いた初動期対応に関する個人ワークの実施</p> <p>⇒現任研修（令和2年度は研修プログラム及び日程を一部変更）          管理職及び現任者向け          弁護士による講義（市町村の責務）、社会福祉士による講義（成年後見制度）、府女性相談センターによる講義（DVの理解と障がい者虐待との連携）のほか、わかりやすい情報提供に関する講義や大阪府警、大阪労働局による講義を実施。</p> <p>②虐待対応市町村検討会の継続</p> <p>⇒市町村職員／虐待防止センター職員が、自主的に研修できるような取組みに資するため、障害者虐待防止法および法に基づく対応について、基礎的知識や、事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストの作成のため開催。（令和2年度は書面開催）          使用者虐待に係るテキストについて、市町村及び大阪労働局の助言を受け作成。</p> <p>③専門性強化事業の実施</p> <p>⇒市町村における困難事例について、弁護士、社会福祉士より助言を受ける。          &lt;令和2年度実績&gt; 6件（令和3年2月末時点）</p> <p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <p>⇒市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務手続きの周知徹底とともに、助言及び協議・調整等を行う。          （府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施）          &lt;令和2年度実績&gt; 虐待項目の指導実施 7市</p>

# 令和2年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
<b>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</b>	<p><b>⑤事業所職員向け虐待防止研修の実施</b> ⇒主に管理者や責任者を対象とし、YouTube動画(動画計10本)やe-ラーニング等を活用して、講義・個人ワーク含む演習について、Web上で研修を実施。 弁護士、学識、団体関係者らに加え、平成28年度より民間施設長を府研修の講師として起用。</p> <p><b>⑥事業所に対する実地指導</b> ⇒全事業者を対象とした集団指導・・・行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施 個々の事業者に対する計画的な実地指導・・・人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認</p>
<b>3. 関係機関との連携</b>	<p><b>⑦使用者虐待における大阪労働局との連携</b> ⇒大阪労働局担当者との定期的な実務者会議の開催や、大阪方式の使用者虐待対応システムによる大阪労働局・市町村・府の連携した調査及び対応の実施。</p> <p><b>⑧DV対応、成年後見に関する連携</b> ⇒大阪府「女性に対する暴力」対策会議へ参画し、関係機関相互の連携のあり方等を検討。 「令和2年度女性に対する暴力をなくす運動」について、障がい者虐待防止推進部会委員及び市町村障がい福祉主管課へ周知し、協力を依頼。 ⇒市民後見人養成講座にて障害者虐待防止法等についての講義を実施。</p> <p><b>⑨大阪府障がい者自立相談支援センターの取組み</b> ⇒センターが主催する市町村障がい福祉担当新任職員向けの研修において、障がい者手帳申請等の窓口対応の場面での気づきにつながるよう、障がい者虐待に関する講義を実施。(令和2年度は資料提供のみ)</p>